

社会福祉法人清水安三記念福祉会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水安三記念福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法人職員給与等との併給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 学校法人桜美林学園の職員及び役員を兼務している役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の支給等)

第3条 役員等が、この法人が招集する会議等に参加したときは別表1により報酬を支給することができる。

2 役員等には賞与を支給しない。また退職に当たっては退職手当を支給しない。

(理事長の報酬等)

第4条 理事長に対する報酬は、別表2を基準とし評議員会の承認を経て決定し支給することができる。

(報酬等の支給日)

第5条 別表1による会議出席に対する現金通貨での支給の場合はその都度支給する。

2 ただし、銀行預金口座への振込の場合は役員等に対する報酬の支給の時期は、各年度末の終了後（定時評議員会の終結後）に一括支給とする。

3 別表2による理事長に対する報酬の支給の時期は、この法人の職員の給与規程に定められた給与支給日に準ずるものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 ただし、本人の承諾あるとき又はやむを得ない事情があるときは、本人の銀行預金口座への振込をもって支給することができる。

(報酬等の総額)

第7条 当法人の役員等に支給する報酬等の年間の総額は、以下のとおりとする。

(1) 理事の報酬総額は、年間800万円以内とする。

(2) 監事の報酬総額は、年間12万円以内とする。

(3) 評議員報酬総額は、定款第8条において定められたとおり年間28万円以内とする。

(公表)

第8条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃(第7条第3号を除く)は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けて行う。

- 附則 1. この規程は令和4年4月1日から施行する。
2. 令和5年11月20日 改訂

別表1 役員等の報酬

(1) 理事

区分	日額
理事会等会議への出席	6,000円

(2) 監事

区分	日額
理事会等会議への出席	6,000円
監事監査への出席	6,000円

(3) 評議員

区分	日額
評議員会等会議への出席	6,000円

別表2 理事長の報酬

(1) 常勤の理事長

区分	報酬額
役員報酬	月額300,000円～600,000円の範囲内にて、評議員会で定める額
賞与	支給しない

(2) 非常勤の理事長

区分	報酬額
役員報酬	月額50,000円 ただし、評議員会の決議により100,000円を上限として定めることができる
賞与	支給しない